

岐阜県公安委員会からの「理由説明書」に対する反論書

2015年2月26日

岐阜県個人情報保護審査会 御中

審査請求人 近藤ゆり子

「個情審第26号 平成26年12月18日」で通知を受けた件につき、県公安委員会の「理由説明書」への反論を述べる。

別添資料として開示請求、審査請求、諮問庁の理由説明書にも登場する「2014年7月24日付け朝日新聞」のコピーを添付する。

1. はじめに

県公安委員会の「理由説明書」では、審査請求人（私）が審査請求の理由で述べたことを意図的に無視しているとしか思えない。

審査請求書出述べた主張を維持した上で、2.以降でさらに主張する。

公安委員会から出された「理由説明書」の『5理由説明』『6審査請求人の主張について』の問題にしたい部分を書き出す。

① 『5理由説明』から

(1) 本件各対象個人情報の性質

(略)

仮に当該請求に係る保有個人情報が存在するとすれば、当該請求に係る保有個人情報は、特定の個人に対する警察の情報収集活動に係る情報ということができ、このような保有個人情報は、当然のこととして、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かに関する情報が含まれるほか、警察の情報収集活動の着眼点や手法等に関する情報が記載されていることとなる。

(2) 条例第14条第5号該当性について

(略)

犯罪の予防、捜査等に関する情報については、その性質上、開示されれば公共の安全や秩序の維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがあるため、最悪の事態を想定した慎重な取り扱いが求められることや、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度な専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるべきである。

特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かは、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等に関する情報であり、これが明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められることから、条例第14条第5号に街頭すると判断したものである。

(3) 条例第15条の2該当性について

(略)

本件各開示請求のように、特定の個人に対する警察の情報収集活動に係る保有個人情報について開示請求がなされた場合には、当該保有個人情報の存否を答えるだけで、特定の個人が警

察の情報収集活動の対象とされているか否かという事実が判明し、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等が明らかとなるため、条例第 14 条第 5 号に規定する犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなる。

したがって、本件開示請求に対しては、条例第 15 条の 2 を適用し、非開示決定(存否応答拒否)を行つたものである。

② 『6 審査請求人の主張について』から

(1) 「条例第 15 条の 2、第 14 条第 5 号の適用は失当である」の主張について

審査請求人は、①あらゆる意味で「犯罪」とは無縁である、②「情報が存在する」ことは公知の事実となっている、③市民に対する理由なき監視・個人情報収集を秘匿する正当性はない旨主張している。

しかしながら、前記 5「理由説明」のとおり、本件各開示請求に対しては、条例第 14 条第 5 号及び同第 15 条の 2 の適用が妥当であり、審査請求人の主張は理由がない。

(2) その他の主張について

7 月 24 日付け朝日新聞による報道等を踏まえ、岐阜県警察において本件について確認したところ、大垣警察署員が(株)シーテック担当者とお話していたことは確認されたが、これは、公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環であると判断しており、審査請求人の主張は本件各処分判断を左右するものとは認められない。

2. 審査請求に応えようとしていない

1. で示した『5 理由説明』は、岐阜県個人情報保護条例(以下、岐阜県個人情報保護条例を「条例」という。)の文言を繰り返したにすぎず、理由説明になっていない。また、4 名の審査請求人は、それぞれ独自に(個人情報)開示請求を行い、異なる審査請求理由を記したにも拘わらず、今回の審査請求したすべての審査請求人に対して全く同じ文言を用いている。各人の審査請求にきちんと向き合っており、真摯に検討した形跡が全くみられない。

『6 審査請求人の主張について』では、審査請求人の主張の個別の検討を抜きにして『前記 5「理由説明」のとおり、本件各開示請求に対しては、条例第 14 条第 5 号及び同第 15 条の 2 の適用が妥当であり、審査請求人の主張は理由がない』と切り捨てる。

【①あらゆる意味で「犯罪」とは無縁である】に対して『犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある』と繰り返すことは、論理的な説明になっているのか？

【②「情報が存在する」ことは公知の事実となっている】に対して『情報収集活動の対象とされているか否かという事実が判明』するから存否応答も拒否するというのは、説明たりえているか？(『6 審査請求人の主張について』の『岐阜県警察において本件について確認したところ、大垣警察署員が(株)シーテック担当者とお話していたことは確認された』ということから、事実上、個人情報の存在及びその情報を私企業に提供したことは認めている。そうであるにもかかわらず、なぜ存否応答拒否なのか?)。【③市民に対する理由なき監視・個人情報収集を秘匿する正当性はない】に対して『警察の情報収集活動の着眼点や手法等に関する情報』であるから非開示決定(存否応答拒否)だというのは、「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由」(警察法 2 条 2 項)など一顧だにしない、という開き直りになっていないか？

受け入れがたい。

3. 『犯罪の予防、捜査等』ということ - 1

『5理由説明』には、『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持』『犯罪の予防、鎮圧又は捜査等』『犯罪等』という文言が繰り返して来る。

審査請求人の情報を収集し、それを私企業に提供するという”警察の活動”は『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持』『犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持』『犯罪の予防、鎮圧又は捜査等』にあたるのだろうか？『5理由説明』で示されたのは、結局のところ「実施機関が相当な理由があると認めたのだから相当な理由がある」という無意味なトートロジーでしかない。

今回、審査請求人は、当該風力発電事業のことを全く知らない時点で、すでに大垣警察署によって情報収集され情報提供されたと思料するに「相当な理由がある」（2014年7月24日朝日新聞報道、さらに諮問庁自身が『7月24日付け朝日新聞による報道等を踏まえ、岐阜県警察において本件について確認したところ、大垣警察署員が(株)シーテック担当者と会っていたことは確認された』としている、など）。

一体何がどう『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある』というのか。少なくとも現時点で、当該風力発電に関係する犯罪は発生していない（むしろ、大垣警察署が情報提供した相手先である(株)シーテックに対しては、地権者に無断で不法に土地に立ち入ったことへの地元住民からの文書による抗議があったことを指摘しておきたい。話が反対である）。

実施機関及び諮問庁は、審査請求人を「犯罪を企てている者」とみなしているのか。「犯罪を企てている者」だから、開示すれば「その活動を潜在化、巧妙化する等の防衛措置が講じられたり、証拠の隠滅が図られ」『犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある』と言うのか。2014.7.24 付け朝日新聞記事にある「やっかいになる」「平穏な大垣市の維持したい」なる文言が、本当に大垣警察署員から出たのだとすれば、それは審査請求人を「犯罪を企てている者」とみなすに足る具体的な情報があったということか。「警察がそう判断したからそうなのだ」では、「個人の権利利益」が著しく侵害される。

最低限、第三者機関たる貴審査会には、抽象的な「おそれ」云々ではなく、具体的に『実施機関が認めることにつき相当の理由がある』ことを示さねばならないはずだ。

4. 『犯罪の予防、捜査等』ということー2

諮問庁は『5理由説明』で『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持』『犯罪の予防、鎮圧又は捜査等』『犯罪等』を繰り返すが、これは「…その他」「…等」に重点があって、実は『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行』とは関係ない、というのであろうか。そうであれば、問題はより重大であると考ええる。

行政機関が保有する情報は国民のものであり、請求に応じて開示するのが原則である。例外的に非開示とすることができる場合を法令で定めているが、情報公開及び個人情報保護の趣旨からすれば、非開示理由は厳格に限定的に解釈・適用されるべきであることは言うまでもない。

この非開示とすることができる場合として、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第14条5号には「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とある。条例第14条5号「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とほぼ同文となっており、両者は同様に解釈されるべきである。「行政機関個人情報保護法」のこの条文の解釈については、「司法警察を念頭に置いた規定」であり「刑事法の執行を中心としたものに限定されてい

る」と考えられているはずである。「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行」に当たらない情報までを、「…その他」「…等」に入れ込んで非開示とするのは、不当な拡大解釈であり、権限の濫用である。

そして、今回、2014年7月24日付け朝日新聞とそれ後の報道で明らかになったことから、こうした条例の不当な拡大解釈による非開示決定（存否応答拒否）の背景には、警察法2条2項「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、…いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」を全く無視する体質が岐阜県警にはあるからではないか、と考えざるを得ない。

権力機関である警察が、「いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」ことを忘れて（意図的に無視して？）暴走し始めれば、立憲主義、法の支配は瓦解する。

そんな大袈裟なことではないというのであれば、諮問庁は進んで、無意味なトートロジーではない説明たり得る説明をなすべきである。

少なくとも、貴審査会は、条例第28条の2を使って当該情報の提示を要求し、条例14条5号及び15条の2の適用の適法性につき、十分に踏み込んで審査して頂きたい。

5. 非開示決定（存否応答拒否）によって被る審査請求人の不利益

諮問庁は、審査請求人ないし（株）シーテックの風力発電事業に疑問をもって勉強会を行う住民等が、「犯罪を企てている者」であるかのように繰り返し仄めかしている。もしかすると誤った情報に基づいて「犯罪を企てている者」という「高度な専門的・技術的判断」がなされ、それを前提に監視され、諸活動に介入されているのではないか、という疑念もなくはない。（犯罪とは何の関係もない、と知って情報収集しているのであれば、違法な個人情報収集である）。

このまま開示されなければ、誤りの有無を確認する方法もなく、訂正権も利用停止権も行使できない。また、実施機関が収集した個人情報、そもそも適正に収集されたものか（条例第6条違反がないか）、不当に第三者に提供されたのではないか（条例第7条、9条、10条違反がないか）、大いに疑いを抱いているが、開示されなければ、このことを確認し、是正する術もない。

非開示決定（存否応答拒否）によって被る審査請求人の不利益、被っている人権侵害は極めて大きい。個人情報を本人に開示する行政機関（実施機関）の開示義務の程度は、一般の情報開示請求に対してよりも格段に高いはずである。

岐阜県個人情報保護条例は、その目的として「…その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定している。実施機関としての岐阜県警の運用、そして県公安委員会の解釈は、この条例の目的に真っ向から違背している。個人の権利利益を大きく損なう非開示決定が、審査請求に対してさえ抽象的な「…おそれ」に言及するのみで許容されてはならない。

6. 県警は岐阜県個人情報保護条例は適用外なのか

1. で示した『5理由説明』は、そもそも説明にはなっていないのみならず、今回の審査請求した審査請求人全員に対して全く同じ文言を用いている。『5理由説明』を見る限り、およそ県警に対する個人情報開示請求は、すべて条例第14条第5号及び条例第15条の2を適用して、非開示決定（存否応答拒否）をすると決めているらしい。

まるで「県警は岐阜県個人情報保護条例は適用外だ」と宣言しているようなものである。行政機関が自らを「ウチに（法令が）適用されるかどうかはウチが判断する」などということが許されては

ならない。これを許せば法治主義が破壊される。

条例 14 条 5 号を適用するとしている以上、「～公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」根拠を明らかにするべきである。

『5 理由説明』では一切明らかにしようとしなのは、『犯罪の予防、捜査等に関する情報については、その性質上、開示されれば公共の安全や秩序の維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがあるため、最悪の事態を想定した慎重な取り扱いが求められることや、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度な専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるべき』だからなのか？

つまりは「高度な専門的・技術的判断」のできない貴審査会には検証もさせない、と開き直っていることにならないか。この態度は個人情報保護制度の根幹を否定するもので許されない。

7. まとめ—具体的かつ十分な調査審議を—

諮問庁は、『5 理由説明 (1) 本件各対象個人情報の性質』において、『当該請求に係る保有個人情報が存在するとすれば、当該請求に係る保有個人情報は、特定の個人に対する警察の情報収集活動に係る情報ということができ、このような保有個人情報は、当然のこととして、特定の個人が警察の警察の情報収集活動の対象とされているか否かに関する情報が含まれるほか、警察の情報収集活動の着眼点や手法等に関する情報が記載されていることとなる』と述べ、『公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ』を繰り返して、非開示（存否応答拒否）の理由としている。

警察法 2 条 1 項の「公共の安全と秩序の維持」が「個人の権利利益」に優先する、と考えているらしい。同条 2 項の「その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」は、全く頭に浮かばないようである。

条例第 1 条の「個人の権利利益を保護」とは「日本国憲法の保障する個人の権利」の尊重と同義ではないだろうか。警察は、権力機関であるからこそ「その責務の遂行に当つては…いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」のであって、理由を明らかにすることなく「その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利」（条例 1 条）を奪うことは許されない。

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」という以上、諮問庁は、最低限、貴審査会には「相当の理由」をきちんと明らかにするべきである。居丈高に『高度な専門的・技術的判断を要する』と述べて、自らを法令の、そして貴審査会の上位に置こうとしているかのような諮問庁の態度を、貴審査会は毅然とした姿勢で正して頂きたい。

諮問庁は『警察の情報収集活動の着眼点や手法等』が明らかになることによって『犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある』と主張しているようであるが、条例 28 条の 2 は、審査会にインカメラ手法も含めた調査権限を付与している。審査会が踏み込んで調査審議することを阻む理由は何もない。

貴審査会には諮問庁の主張をそのまま鵜呑みにすることなく、各委員の高い識見を示して頂きたい。第三者機関としての存在意義を示すべく、条例の本来趣旨に沿い、この事案を具体的かつ十分に調査・審議されることを、切にお願いする次第である。

以上